

福島工業高等専門学校図書館利用規則

(平成7年3月8日)

(規則第3号)

(最終改正 平成22年3月3日規則第6号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福島工業高等専門学校図書館規則(平成18年規則第40号)第11条の規定に基づき、本校図書館(以下「図書館」という。)の運営に関し、必要事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、本校の必要とする図書、資料を収集、整理、保管し、視聴覚教育用の設備を維持して、校内及び一般の利用に供し、その教養、調査、研究、業務に資することを目的とする。

(利用者の範囲)

第3条 図書館を利用することができる者は、本校の教職員、学生及び図書館の利用を申し出た一般の利用者とする。

(開館日時)

第4条 図書館の開館日時は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後8時15分まで

(2) 土曜日 午前9時から午後4時まで

(3) その他、図書館長が指定した日時

2 前項の規定にかかわらず、長期休業中および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日等の開館時間の変更は、その都度定める。

(館内閲覧)

第5条 図書の館内閲覧は、自由にできる。

2 図書及び学術雑誌等の閲覧が終わったときは、所定の位置に返却する。

(館外貸出)

第6条 図書の館外貸出を希望する者は、所定の手続きを経て館外貸出を受けることができる。ただし、次の各号に掲げる図書は、原則として貸出を行わない。

(1) 図書館業務上必要な図書

(2) 閲覧の特に多い図書

(3) その他館外貸出を不相当と認めた図書

(貸出冊数及び期間)

第7条 図書の貸出冊数及び期間は、次のとおりとする。

(1) 教職員 10冊以内 30日以内

(2) 学生 10冊以内 14日以内

(3) 一般利用者 10冊以内 14日以内

2 学生が、卒業研究のため必要あるときは、指導教員の承認を受けて5冊以内を30日以内貸出を受けることができる。

3 長期休業期間中の教職員以外の者に対する貸出については、前項の規定にかかわら

ず、その都度定める。

(貸出図書の予約及び更新)

第8条 貸出中の図書について、返却後最初の貸出しを希望する者は、予約することができる。

2 返却時において引き続き当該図書の貸出しを希望する者は、前項の規定する予約がない場合には、更新することができる。

(貸出図書の返却及び転貸の禁止)

第9条 貸出を受けた図書は、所定の期日までに返却しなければならない。また、他の者に転貸してはならない。

2 貸出を受けた図書については、貸出期間中であっても、点検又は返却の求めに応じなければならない。

3 図書の貸出を受けた者が、その身分又は資格を失った場合は、直ちに返却しなければならない。

(特別貸出)

第10条 研究費で購入した図書で研究上必要があるものは、第8条ただし書き及び第9条の規定にかかわらず、教員は長期にわたり貸出を受けることができる。

2 前項の規定により特別貸出を受けた図書は、当該研究が終了し、又は利用の必要がなくなったときは、直ちに図書館に返却するものとする。

3 特別貸出中の図書であっても、他の利用者が特に希望するときは、支障のない限り、便宜を計るものとする。

4 特別貸出図書は、毎年点検を行うものとする。

(他の図書館等の利用)

第11条 利用者は、教育及び研究の目的で他の図書館等が所蔵する図書の閲覧、貸出し又は複写を希望するときは、所定の手続きにより、図書館へ申し込むものとする。

(他の図書館等への貸出)

第12条 図書館は、他の図書館等から教育及び研究の目的として図書館所蔵の図書の閲覧、館外貸出又は複写の依頼のあったときは、支障のない限りこれに応ずるものとする。なお、館外貸出期間は30日以内とする。

(ビデオコーナーの利用)

第13条 利用者は、所定の手続きを経てから利用することができる。

2 利用者は、図書館備え付けのビデオソフトのみ視聴できる。

3 ビデオソフトは、原則として館外貸出はしない。

(利用者の遵守事項)

第14条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 図書又は機器等は大切に取り扱い、無断持ち出しをしない。

(2) 館内では、静粛を旨とし、談話、音読、飲食など他人に迷惑になる行為を一切慎み、係員の指示にしたがい秩序の維持に努めなければならない。

(弁償責任)

第15条 利用者は、その責に帰する事由により図書等を紛失し、若しくははなはだしく汚損したとき又は施設、設備等を亡失又は損傷したときは、速やかに弁償しなければならない。

(利用の停止)

第16条 この規則に違反した者で係員の指示に従わない者に対し、図書館の利用を停止することがある。

(その他)

第17条 資料を利用する者の閲覧に供するため、資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成7年3月8日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
- 2 福島工業高等専門学校図書館規則（昭和38年4月1日規則第8号）は、廃止する。

附 則（平成12年3月31日規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日規則第6号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第11号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第41号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月6日規則第6号）

この規則は、平成21年1月6日から施行する。

附 則（平成22年3月3日規則第6号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。